

第17回
会津美里町農業委員会定例総会

令和4年4月20日 水曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 203・204会議室

会津美里町農業委員会

第17回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年4月20日 水曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 203・204会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	3番 村松 祐一	2番 眞鍋 伸太郎
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	7番 佐藤 孝夫	6番 松本 晋平
		8番 福田 真実
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 9名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	
4. 議事録署名人	4番 諏訪 栄一	7番 佐藤 孝夫

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 眞鍋 伸太郎 委員、6番 松本 晋平 委員、8番 福田 真実 から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第17回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
4番 諏訪 栄一 委員、7番 佐藤 孝夫 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、鶴野辺字上長尾 2347 番 154 畑で 698 m²であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 200,000 円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号2番、譲渡人は 、譲受人は、 。申請農地は、雀林字大田 328 番 畑で 223 m²であります。申請事由としては、譲渡が耕作不便・低生産地のため、譲受が遊休農地再生事業実施のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 200,000 円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号3番、譲渡人は、 、譲受人は、 。申請農地は、赤留字大明神 200 番 畑で 1,159 m²であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償で譲渡人の強い要望によります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号4番、譲渡人は、 、譲受人は、 。申請農地は、福重岡字北ノ越 93 番 外 13 筆 田で 8,341 m²、福重岡字八重松前 34 番 外 5 筆 畑で 3,705 m² 合計 12,046 m²であります。申請事由としては、譲渡が経営移譲のため、譲受が経営移譲のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償です。親子で生前贈与になります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。議案第61号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 61 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 5 条関係】

議長 次に議案第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、字宮ノ腰 4130 番 畑で 69 m²であります。移転時期及び価格は、許可日以降で無償です。権利移転の理由ですが、自社施設の隣であり、雪捨て場としたいとのことです。なお、現況のまま利用することになります。工事着工及び完成は、許可日より令和 4 年 5 月 31 日の予定であります。建築物の名称及び面積は、雪捨て場 69 m²。権利は所有権移転であります。

受付番号 2 番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、字高田前川原 3542 番 1 田で 443 m²であります。移転時期及び価格は、許可日以降で 1 m² 6,772 円です。権利移転の理由ですが、一般住宅の建築です。工事着工及び完成は、許可日より令和 4 年 11 月 30 日の予定であります。建築物の名称及び面積は、住宅 56.31 m²、通路・建物外周 145.06 m²、駐車場・雪捨て場 241.63 m²。権利は所有権移転であります。

受付番号 3 番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、永井野字岩ノ神 2031 番 1 外 1 筆 田と畑で合計 532 m²であります。移転時期及び価格は、許可日以降で 1 m² 940 円です。権利移転の理由は、駐車場です。工事着工及び完成は、許可日より令和 4 年 12 月 31 日の予定であります。建築物の名称及び面積は、駐車スペース 151 m²、通路等 218.75 m²、雪捨て場 162.25 m²。権利は所有権移転であります。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 1 番と 2 番については本名京子委員より、3 番については佐藤和人委員より報告願います。

本名委員

受付番号1番について、現地調査の報告を申し上げます。

令和4年4月6日 午前10時20分から調査を行いました。

出席者は、譲受人の 、申請代理人の 、町農業委員会より、渡部委員と私、後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は譲受人が隣で経営する自動車整備工場の雪捨て場です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲の土地と高低差がなく、現況のまま雪捨て場として利用するので土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、西と南側を譲受人の宅地、北と東側を水路と接している為農地の分断や蚕食は発生しません。また申請地は袋地となっており現在は耕作もされていないことから、土地の有効利用という観点からも今回の転用は止むを得ないものと思われます。

続いて、受付番号2番について現地調査の報告を申し上げます。

令和4年4月6日午前10時から調査を行いました。出席者は、譲渡人の 、譲受人の 、申請代理人の 、

町農業委員会より、渡部委員と私、事務局次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は一般住宅の建築です。付近への被害防止策ですが申請地は周囲の土地との高低差がない為、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併処理浄化槽を設置して排水し、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は、北側を町道、東側を農道、西側を水路と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。また、南側に農地がありますが、申請地との高低差はないため土砂流出の恐れはなく、建築物の位置関係から日照等への影響もないと思われるため、問題はありません。以上報告いたします。

佐藤委員

受付番号3番について、現地調査の報告を申し上げます。

令和4年4月6日 午前9時30分から調査を行いました。

出席者は、譲受人の 、町農業委員会より、眞鍋委員と私、事務局次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は駐車場用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲にL型擁壁を施工し、土砂流出を防止します。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、西側を町道と北側を宅地と接しており、東側と南側に農地ありますが現在は耕作されておらず、L型擁壁も施工するため、周辺農地への影響はありません。以上報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 62 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願
います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 62 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決
定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 63 号 農用地利用集積計画の意見を求める件について審議いた
します。初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、移転する者 _____、移転を受ける者 _____。
当該農地は、永井野字永井野 535 番 田で 2,351 m²。価格は 10a あたり 425,351
円で 1 筆 1,000,000 円でまとまっております。
なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、
出席委員より報告を求めます。
受付番号 1 番について、佐藤和人委員より報告をお願いいたします。

佐藤(和)委員 令和 4 年 3 月 24 日会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室においてあっせん会議
を行いました。出席者は、眞鍋伸太郎 委員と 私、事務局次長、出し手
の _____、受け手の _____ であります。
はじめに、_____ から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出があり
ました。さらに、_____ から「地域の担い手に譲渡したいと考えているが、
金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい」とあっせんの申し出が

ありました。そこで、双方の条件を確認したところ、は永井野地区
で約 25.7ha の農地について水稻と果樹・畑作の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、双方から話し合いとの希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。
あっせんの結果、双方納得したため、田を 10 a あたり 425,315 円 1 筆の価格を 1,000,000 円とすることで合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 63 号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、利用権設定については原案のとおり決定いたします。

【相続による農地の取得農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第60号から第62号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 10件の届出がありました。詳細については相続案件なので省略いたします。

【農地法第5条第1項第7号の規定による届出】

事務局次長 受付番号1番、譲渡人、
、譲受人、
。申請農地は 字本郷道上 36 番 畑で 320 m²、理由は一般住宅用地。建物は表のとおりで市街化区域の届出であります。

受付番号2番、譲渡人は、
、譲受人は
、
の連名での申請になりますので修正願います。申請農地は、字川原町甲 1845 番 1 畑 247 m²。理由は一般住宅用地。建物は表のとおりで市街化区域の届出であります。

【合意解約について】

事務局次長 それぞれの事由により合意解約した件について報告いたします。届出は4件であります。

受付番号1番、4番ともに借受人変更のための解約であります。

受付番号2番、3番は先ほどの所有権移転のためであります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 17 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(4 番 諏訪 栄一)

議事録署名人 _____
(7 番 佐藤 孝夫)